

## 選挙公平性への信頼低下 -- トルコ (特集 選挙の風景)

著者	間 寧
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	251
ページ	18-21
発行年	2016-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00039510">http://doi.org/10.20561/00039510</a>

# 選挙公平性への信頼低下

—トルコ—

問  
寧

トルコは一九二三年の共和制樹立から一九四六年まで共和人民党による一党制が続けたが、一九四五年に複数政党制に移行、一九四六年総選挙から実施された。同総選挙では共和人民党が集票操作などによりかろうじて政権を維持したが、次の一九五〇年総選挙では民主党への政権交代が起きた。同選挙直前に導入された選挙管理制度は、ほぼその原型を保ったまま現在まで続いている。同制度は以下でみるように、中央での選挙管理と地方での選挙管理長を司法府が握り、主要政党が（得票率と関係なく）平等に選挙管理と監視に関わる仕組みになっている。

## ●選挙管理制度

選挙基本規定と選挙人名簿に関する法律二九八号（一九六一年成立）によると、選挙管理は、最高

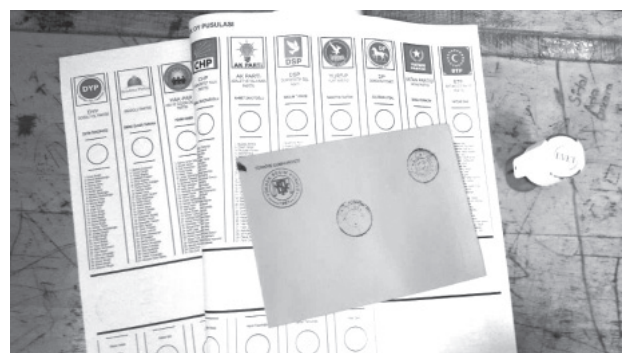
選挙委員会、県選挙委員会、郡選挙委員会、投票所委員会という階層構造で行われる。最高選挙委員会の委員には、最高裁判所と最高行政裁判所から互選される一人名（さらに委員長を選出）、県選挙委員会の委員には県庁所在地勤務で最高職位の判事三名（うち最高職位者が委員長）、郡選挙委員会の委員長には郡勤務で最高職位の判事が就き、同委員は主要政党（直近総選挙での郡得票率を基準）が推薦する候補のなかからくじ引きで決まる。

投票所委員会の委員長は郡選挙委員長が推薦する候補と主要政党が推薦する候補から（投票所別にくじ引きで決まる。同委員一二名（うち六名が補欠）は、主要政党が推薦する候補から、および地区会と村会の議員から、別々のくじ引きで決まる。これとは別に、主

要政党と無所属候補は投票立会人を一名ずつ送ることができる（投票立会人が多い場合はくじにより三名までが投票箱前に、それ以外は投票所内に配置される）。

## ●選挙への信頼低下

このように少なくとも形式的には司法的独立性を持ち、政党間競合を管理・監視に取り込んだ選挙管理制度が導入された一九五〇年以降、選挙不正が大きく取り上げられることはあまりなかった。しかし最近では、選挙の公平性への信頼が低下している。アリ・チャルクオールらが直近三回の総選挙の直前に実施した全国アンケート調査結果によれば、該当選挙が「公平に行われる」（四段階評価で上位二項目比率合計）との回答は、二〇〇七年、二〇一一年、二〇一五年で、七〇%から、五七%、四



有権者は投票用紙の○のところにEVET（はい）という印を押す（By Maurice Flesier - 投稿者自身による作品, CC 表示 - 継承 4.0, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=40829391>）

八%とかなり低下した（参考文献①）。

それは親イスラムの公正発展党（AKP）が長期政権下で自党に有利に選挙区を改変したこと（特に二〇〇八年三月の市政法改定）やメディアに対して（公共事業入札での優遇というアメ、新聞記者・編集者解任圧力というムチにより）特に二〇一三年五〜六月のゲジ抗議運動以降、支配を強めてきたことと無関係ではない。二〇〇二年以前は、選挙ごとに政権交代が頻繁に起きていたうえに連立政権が多かったため（表1）、

表1 トルコ総選挙での与党勝利

総選挙年月	総選挙直後の政権与党	最大与党勝利=■
1946	共和人民党	
1950	民主党	
1954	民主党	
1957	民主党	
1961	共和人民党、公正党	
1965	公正党	
1969	公正党	
1973	共和人民党、国民救済党	
1977	共和人民党	
1983	祖国党	
1987	祖国党	
1991	正道党	
1995	祖国党、正道党	
1999	民主左派党、祖国党、民族主義行動党	
2002	公正発展党	
2007	公正発展党	
2011	公正発展党	
2015.6	公正発展党	
2015.11	公正発展党	

(出所) トルコ総選挙結果より、筆者作成。

特定の政党に有利な選挙区割りやメディア支配を行うことは難しかった。

●信頼を低下させる事例

最近の選挙では、選挙戦での不平等に加え、政府による介入や野党への妨害を疑わせる事態も生じている。二〇一四年三月三十一日統一地方選挙では複数の選挙区で投票日に停電が発生、タネル・ユルドゥズ・エネルギー天然資源相は、変電所に猫が侵入したためと説明

した(参考文献②)。二〇一五年六月七日総選挙では(参考文献③)、躍進が見込まれていたクルド系、人民の民主党(HDP)への妨害とみられる襲撃が多発、その数は選挙運動期間開始の二月一日から五月一八日までにおきた政党選挙運動を狙った襲撃総件数一六二の四分の三を占める一二三件に達した(参考文献④)。

なかでも五月一八日にはセラハッティン・デミルタシHDP党首の遊説が予定されていた国内南

部アダナとメルシンにある同党事務所に送られた花飾りに仕掛けられていた時限爆弾が同時爆発、投票日二日前には南東部ディヤバクルでの同党の選挙集會に爆弾が投げ込まれ二名が死亡するなど(後日、犯人が「イスラム国」と繋がりのあるトルコ人と判明)、暴力的な「選挙の風景」が生まれた。メディアの政府寄り姿勢も強まっている。二〇一五年一月一日総選挙の選挙期間内の二五日間で国営放送TRTを含む主要二テレビ局の生放送時間の一三八時間がレジエツプ・タイツプ・エルドアン大統領、二三八時間がAKPについて伝えていたのに対し、野党についての報道は、世俗主義の共和人民党(CHP)に三六時間、トルコ民族主義の民族主義行動党(MHP)に二一時間、HDPに六時間しか割かれていなかった(参考文献⑤)。

●国際比較

トルコにおける選挙の公平性への信頼が揺らいでいることは、専門家による評価にもみとられる。ピッパ・ノリスが責任者を務めるThe Electoral Integrity Projectは、二〇一二年七月一日以降(直

近は二〇一五年二月三〇日)の世界の選挙における公正さを専門家の評価により指標化している(参考文献⑥)。それによるとトルコは全世界一三九カ国のうちで一〇一位(一〇〇位はマラウイ、一〇二位はカメルーン)、中東北アフリカ一三カ国のうちでは中央値の六位(五位はイラン、七位はヨルダン)である。ではなぜトルコの順位は低いのか(各国の評価は年別に、該当年に行われたすべての選挙に基づいて行われるが、トルコの年別評価は二〇一五年に關してのみ存在する)。

その理由は、トルコの値から世界平均を差し引いた値が大きくマインナスになっている評価項目として現れている(表2)。そのような評価項目投票の公平さ(投票・集計・議席)よりも、投票前の野党の選挙活動(立候補・選挙活動)に関するものに多いことがわかる。すなわち、政党・候補が政治放送と広告に平等なアクセスを与えられていないこと、テレビ、新聞、ジャーナリストの選挙報道が公平性を欠き与党を優遇していること、国家資源が選挙運動のために不正に使用されていること、などがトルコの該当項目での低評

表2 選挙公平性評価におけるトルコの世界平均からの乖離

トルコ (A)	世界平均 (B)	乖離 (A-B)	評価項目	立候補・選挙活動	投票・集計・議席
4.3	3.27	1.03	在外有権者投票		○
4.39	3.74	0.65	選挙結果公表迅速性		○
3.92	3.29	0.63	選挙監視のための社会メディア利用		○
4.18	3.8	0.38	投票手続情報		○
3.15	2.81	0.34	買票行為がないこと	○	
4.53	4.21	0.32	選挙後に暴力的抗議がないこと		○
3.73	3.49	0.24	異議の法的手段での解決		○
3.85	3.62	0.23	選挙後に非暴力的抗議がないこと		○
4.02	3.83	0.19	投票手続の簡易性		○
3.74	3.6	0.14	野党候補立候補への障害がないこと	○	
2.96	2.82	0.14	有権者登録漏れがないこと		○
3.22	3.11	0.11	有権者登録での正確性		○
3.73	3.71	0.02	投票集計の公正性		○
3.56	3.72	-0.16	有権者にとって真の選択が可能		○
2.96	3.12	-0.16	政党や候補者は結果を受容		○
3.04	3.2	-0.16	非資格者は有権者登録されない		○
1.36	1.55	-0.2	インターネット投票可能		○
3.14	3.34	-0.19	民族的少数派の立候補機会平等	○	
3.53	3.81	-0.28	政府が市民に対して情報提供		○
3.57	3.85	-0.28	国際選挙監視の自由		○
2.75	3.08	-0.33	選挙区割り中立性		○
3.14	3.54	-0.4	選挙管理委員会の公平性	○	○
2.76	3.16	-0.4	選挙区割りが一部の政党に不利		○
3.32	3.72	-0.4	投票箱の保全		○
1.63	2.04	-0.41	政党・候補が透明性のある選挙活動収支報告を公表	○	
2.9	3.31	-0.41	当局が選挙実施の公共監視を許可		○
3.36	3.8	-0.44	国内の選挙監視団への規制なし		○
2.2	2.66	-0.46	政党・候補の公的助成金への平等なアクセス	○	
2.89	3.39	-0.5	政党・候補の選挙集金が自由	○	
2.7	3.22	-0.52	選挙区割りが現職に有利		○
2.91	3.44	-0.53	選挙実施機関の機能評価	○	○
1.8	2.4	-0.56	政党・候補の政治献金への平等なアクセス	○	
2.46	3.07	-0.61	不正投票がないこと		○
2.63	3.29	-0.66	選挙実施機関の中立性	○	○
2.11	2.8	-0.69	候補選定を党指導部が独占しないこと	○	
2.46	3.19	-0.73	障害者の投票支援		○
2.68	3.44	-0.76	女性の被選挙権平等性		○
2.83	3.62	-0.79	投票所での暴力の脅威がないこと		○
1.87	2.87	-1	郵便による投票可能		○
1.34	2.42	-1.08	国家資源が選挙運動のために不正に使用されないこと	○	
1.8	2.91	-1.11	ジャーナリストの選挙報道が公平	○	
1.56	2.7	-1.14	新聞の選挙報道に偏りが無い	○	
1.51	2.73	-1.22	テレビニュースが与党を優遇	○	
1.57	2.83	-1.26	政党・候補の政治放送と広告への平等なアクセス	○	

(出所) 参考文献⑥より筆者作成。抽象度の高い評価項目を除く。

